

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 役職員等の旅費支給規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため旅行する本会の役員及び職員（以下「役職員」という）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 役職員及び役職員以外の者に対し、支給する旅費はこの規程によって支給する。

(旅費の命令等)

第3条 旅行は、会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なうものとする。

2 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前項の規程による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令等の変更を申請しなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃はそれぞれの旅行について、路程に応じ旅客運賃等を上限とし、実費額により支給する。

3 車賃は陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。ただし、原則として公用車を使用するものとし、駐車料金を伴う場合は実費により支給する。

4 日当は旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

ただし、長崎県内の旅行については日当を支給しない。この場合、やむを得ず食事を伴うと認められる場合は、食卓料を別表により支給する。

5 宿泊料は旅行中の夜数に応じ別に定める金額を上限とし、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、前項により旅行しがたい場合は、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃並びに、特別急行料金または、普通急行料金を上限とし、実費額による。

- (1) 特別車両を運行する路線による旅行の場合には特別車両料金
- (2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合にはその乗車に要する運賃

第7条 前条に規定する特別、普通急行料金は次の各号に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100km以上のもの。
- (2) 普通急行料金は、普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道50km以上のもの
- (3) 座席指定料金は、座席指定車両を運行する路線による旅行で、片道100km以上のもの。

第8条 第6条及び第7条の規定によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、現にその必要とした運賃及び料金を支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は実費額による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は実費額による。

(車賃)

第11条 車賃の額は定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は実費額による。

(日当宿泊料)

第12条 日当は定額とし、宿泊料は上限の額を定める。

(食卓料)

第13条 食卓料は上限の額を定める。

2 食卓料は、船賃、航空賃、宿泊料の他に、食費を要する場合に限り支給する。

(限定旅行)

第14条 職員及びその他の者が研修及び講習等により旅行する場合は、この規定に定める旅費額の範囲内で、任命権者の定める限定旅費を支給することができる。

(市内旅行)

第15条 職員が公務のため船、車を利用した場合には、その実費を支給する。

(概算払)

第16条 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行についての旅費の精算をしなければならない。

(その他)

第17条 旅行の計算上において、円未満の端数が生じたときは、これを切上げるも

のとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表

車賃 (1km につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (1食につき)
		甲地方	乙地方	
25 円	2,200 円	13,800 円	10,800 円	1,100 円

備考

- 1 宿泊料の欄中、甲地方は、東京都、北海道、政令指定都市とする。
- 2 乙地方とは甲地方以外の地域とする。
- 3 この表に定めた車賃の額が、実際の支払実費に満たない場合は、その支払実費の額を車賃として支給する。